

お墓のお引越しチェックシート (お墓を引越す時の確認事項)

- 新しい墓地を用意する(←契約する)
 - 市営墓地 指定石材店が決まってない
 - 民営墓地 指定石材店が決まっている(工事できる業者が決まっている)

業者が既に決ま
っていて選べない
場合もあります。

- お墓の引越しが可能か、ダメか。
 - 新しいお墓 (市営→○、民営→○)
 - お墓の引越し (市営→△、民営→▲)

市営、民営ともに可能な
場合とダメな場合があり
ます。ダメな場合、新しい
お墓を建てるしかない。

- お墓の広さは同じくらいか
 - 新しいお墓の方が狭い場合
 - 新しいお墓の方が広い場合

お墓が狭くなると、石がお墓
に入らなくなる場合がある。

法的手続

① 今あるお墓の管理者に「お墓の引越し(改葬といいます)」をしたい、と申し出る。

→ お寺の檀家を離れる場合、誠意を持ってお願いすることが大切。

② 今あるお墓の管理者に「埋葬証明書」を発行してもらう。

③ 新しいお墓の管理者に「受入証明書」を発行してもらう。

④ 豊岡市役所から「改葬許可申請書」を入手する。

⑤ 今あるお墓の管理者に「改葬許可申請書」に署名、捺印してもらう。

⑥ 必要書類を添えて豊岡市役所に申請し、「改葬許可証」を交付してもらう。

→ 改葬許可申請に必要な書類 > ①新しい墓地の使用許可証(永代使用許可証)、②受入証明書、③埋葬証明書、④改葬許可申請書、⑤死亡者の戸籍(除籍)謄本。

仏事的手続

⑦ 「改葬許可証」の交付後、閉眼法要(お精根抜き)をして遺骨を取り出す。

→ 改葬許可証を持っていく

⑧ 新しいお墓完成後、開眼法要(お精根入れ)と納骨法要。

→ 改葬許可証と受入証明書を持っていく

費用の違い

<新しいお墓を建てる場合>

- 今あるお墓の石の撤去、処分費用。
- 新しいお墓の費用(石代+施工費用など)
- 今あるお寺へのお布施
- 新しいお墓の永代使用料(墓地の使用料)
- 新しいお墓の管理料
- 法的手続きの手数料

費用の変わる部分

費用の変わらない部

<お墓の移転(引越し)の場合>

- 今あるお墓の石の仮撤去、費用。
- 墓石一式の運送費用。
- 新しいお墓での施工費用。
- 新しくする(石部分)の費用(施工含む)
- 今あるお寺へのお布施
- 新しいお墓の永代使用料(墓地の使用料)
- 新しいお墓の管理料
- 法的手続きの手数料

費用の変わる部分

費用の変わらない部